

岩手県告示第254号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下「条例」という。）第6条第2項第1号から第4号までの規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分を次のとおり指定し、平成23年4月1日から施行し、屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第790号）及び屋外広告物条例第6条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者が知事の許可を受けなければならない地域又は場所の指定（昭和47年岩手県告示第791号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 条例第6条第2項第1号アの規定により指定する範囲

(1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域（平泉町の区域を除く。）

- ア 中尊寺金色堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- イ 中尊寺経蔵（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- ウ 金色堂覆堂（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- エ 釈尊院五輪塔（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）
- オ 正法寺本堂（奥州市水沢区黒石町所在）
- カ 正法寺庫裏（奥州市水沢区黒石町所在）
- キ 正法寺惣門（奥州市水沢区黒石町所在）
- ク 正法寺鐘楼堂（奥州市水沢区黒石町所在）
- ケ 日高神社本殿（奥州市水沢区字日高小路所在）
- コ 毘沙門堂（花巻市東和町北成島所在）
- サ 多聞院伊澤家住宅（北上市和賀町岩沢所在）
- シ 天台寺本堂（二戸市浄法寺町大字御山久保所在）
- ス 天台寺仁王門（二戸市浄法寺町大字御山久保所在）
- セ 白山神社能舞台（西磐井郡平泉町平泉字衣関所在）

(2) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- ア 旧菅野家住宅（北上市黒沢尻町字立花所在）
- イ 旧後藤家住宅（奥州市江刺区岩谷堂字向山所在）
- ウ 旧小原家住宅（花巻市東和町谷内所在）
- エ 旧菊池家住宅（遠野市土淵町所在）
- オ 伊藤家住宅（花巻市東和町田瀬所在）
- カ 千葉家住宅（遠野市綾織町上綾織所在）

(3) 次に掲げる地区

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（平成17年前沢町条例第14号）第7条第1項の規定に基づき指定された地区
- イ 地方自治法施行令第3条の規定に基づき奥州市の条例として引き続き施行することとされた長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例（平成17年衣川村条例第21号）第7条第1項の規定に基づき指定された地区

2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

- (1) 鹿島神社宮殿（北上市鬼柳町満屋所在）
- (2) 瑞山神社（祖霊舎）（奥州市水沢区字日高小路所在）
- (3) 千葉家住宅門（奥州市水沢区黒石町字下柳所在）

- (4) 武家住宅（後藤新平旧宅）（奥州市水沢区吉小路所在）
- (5) 早池峰神社本殿（花巻市大迫町内川目字岳所在）
- (6) 宝持院山門（一関市花泉町金沢字大柳所在）
- (7) 普門寺三重塔（陸前高田市米崎町字地竹沢所在）
- (8) 熊野神社本殿（花巻市東和町北成島所在）
- (9) 薬師堂（花巻市東和町田瀬所在）
- (10) 旧岩谷堂共立病院（奥州市江刺区岩谷堂字向山所在）
- (11) 旧鈴木家住宅（一関市巖美町所在）
- (12) 保性院廟厨子（一関市台町所在）
- (13) 旧後藤正治郎家住宅（奥州市前沢区生母字天王所在）
- (14) 白山神社本殿（北上市黒沢尻町字黒岩所在）
- (15) 丹内山神社本殿付厨子（花巻市東和町谷内所在）
- (16) 八幡神社本殿（一関市千厩町千厩字北ノ沢所在）
- (17) 旧朴館家住宅（二戸郡一戸町小鳥谷字朴館所在）
- (18) 西方寺毘沙門堂（二戸郡一戸町西方寺字西方寺所在）
- (19) 八幡神社本殿（奥州市胆沢区小山字八幡堂所在）
- (20) 於呂門志胆沢川神社厨子（旧伊達宗章霊廟厨子）（奥州市胆沢区若柳字下堰袋所在）
- (21) 麓山神社本殿（奥州市江刺区米里字中沢所在）
- (22) 智福毘沙門堂（奥州市江刺区藤里字智福所在）
- (23) 千養寺観音堂（奥州市水沢区羽田字黒田助所在）
- (24) 曾慶熊野神社本殿（一関市大東町曾慶字西之沢所在）
- (25) 摺沢八幡神社本殿（一関市大東町摺沢字八幡前所在）
- (26) 山谷観音堂（遠野市小友町所在）
- (27) 鞍迫観音堂（遠野市宮守町字上鱒沢所在）
- (28) 村上家住宅（一関市千厩町小梨字不動所在）
- (29) 太田家住宅（太幸邸）（奥州市前沢区字七日町所在）
- (30) 吉田家住宅（陸前高田市気仙町字町裏所在）

3 条例第6条第2項第1号キの規定により指定する地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（盛岡市及び平泉町の区域を除く。）

4 条例第6条第2項第1号ケの規定により指定する地域

- (1) 国の機関又は地方公共団体の事務所の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (6) 体育館、公会堂又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）
- (7) 都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）

5 条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所

- (1) 東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の全線（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）並びにその両側500メートル以内の地域（これらの道路上から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）
- (2) 一般国道283号（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき自動車専用道路として指定された区間に限る。）及びその両側500メートル以内の地域（当該道路上から展望できない地域並びに都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
- (3) 東北新幹線に係る新幹線鉄道の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）及びその両側500メートル以内の地域（東北新幹線の車両から展望できない地域、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに盛岡市及び平泉町の区域を除く。）

6 条例第6条第2項第3号イの規定により指定する地域

- (1) 岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）において山岳景観保全地区又は山麓景観形成地区として定められた地域
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（盛岡市及び平泉町を除く。以下「景観行政団体である市町村」という。）の区域のうち、自然景観地区に準ずるものとして別図に示す地域

7 条例第6条第2項第3号ウの規定により指定する地域

- (1) 景観計画において田園景観形成地区又は沿道景観形成地区として定められた地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）が定められているものを除く。）
- (2) 景観行政団体である市町村の区域のうち、農山漁村景観地区に準ずるものとして別図に示す地域

8 条例第6条第2項第4号ウの規定により指定する地域

- (1) 景観計画において田園景観形成地区又は沿道景観形成地区として定められた地域（用途地域が定められているものに限る。）
- (2) 景観行政団体である市町村の区域のうち、市街地景観地区に準ずるものとして別図に示す地域（都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた地域及び地区並びに官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域を除く。）

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課並びに広域振興局土木部及び土木部土木センターに備えておいて縦覧に供する。